

2026 年 2 月吉日

お客さま各位

青梅信用金庫

定期預金規定・定期積金規定の改正について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では定期預金規定・定期積金規定を改正いたしますのでお知らせします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改正する規定

- ・スーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)
- ・スーパー定期{自動継続自由金利型定期預金(M型)}(単利型)
- ・スーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(複利型)(預入期間3年・4年・5年複利型)
- ・スーパー定期{自動継続自由金利型定期預金(M型)}規定(複利型)(預入期間3年・4年・5年複利型)
- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・変動金利定期預金規定(単利型)
- ・自動継続変動金利定期預金規定(単利型)
- ・変動金利定期預金規定(複利型)
- ・自動継続変動金利定期預金規定(複利型)
- ・定期積金規定

2. 改正概要

期限前解約時の利息の計算および期限前解約時の給付補填金の計算に適用される利率を変更します。

3. 改正内容

定期預金

改正後	改正前
満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>なお、期限前解約利率は、解約日における普通預金の利率と預入期間に応じた利率を比較して、いずれか高い利率を適用します。</u>	満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

定期積金

改正後	改正前
約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第 4 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ②省略 ③当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするとき、解約の条項第 3 項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第 4 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ④上記第 1 号、第 3 号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。	約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第 4 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ②省略 ③当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするとき、解約の条項第 3 項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの第 4 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ④上記第 1 号、第 3 号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A.初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年未満のものは、解約日における普通預金利率。 B.初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年以上のものは、約定期間(約定利率×60%)<u>または、解約日における普通預金利率のうちいずれか高い利率</u> + 期後(普通預金利率)(小数点第四位以下は切捨てます。)	A.初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年未満のものは、解約日における普通預金利率。 B.初回払込日から第1号の場合は満期日、第3号の場合は解約日までの期間が1年以上のものは、約定期間(約定利率×60%) + 期後(普通預金利率)(小数点第四位以下は切捨てます。)
--	---

4. 改正日

2026年4月1日(水)

以上